

特定非営利活動法人農商工連携サポートセンター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人農商工連携サポートセンターとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田錦町三丁目21番地ちよだプラットフォームスクウェアに、従たる事務所を長野県上田市常田3丁目15番地1号信州大学繊維学部内浅間リサーチエクステンションセンターに置く。

(目的)

第3条 この法人は、農商工連携に関心を有する農業者、漁業者、林業者、市民、企業、行政、NPO、大学、金融機関等を対象として、農商工連携に関する人材育成、支援、情報収集・情報提供、調査・研究等の事業を通じて、地域社会の発展と雇用創出に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 農商工連携に関する人材育成事業
 - ① 農商工連携に関する講習会・研修会・セミナー・シンポジウム等開催事業
 - ② 農商工連携に関する講師派遣
 - ③ 農商工連携に関するコーディネーター育成及び認定
- (2) 農商工連携に関する支援事業
 - ① 農商工連携の事業創出支援・個別相談
 - ② マッチングフェア等農商工連携を促進するためのイベントの開催
 - ③ 農業体験ツアー、農商工連携の優良事例スタディツアー等の実施
 - ④ 農商工連携に関する施設の管理・運営

- (3)農商工連携に関する情報収集および情報提供事業
- (4)農商工連携に関する調査・研究事業
- (5)その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、申し込みを拒否する正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって入会申込者に対し、その旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届を提出したとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納し、滞納通知書の送付後も会費の支払いがないとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員で退会しようとするものは、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、総会の議決を経て当該会員を除名す

ることができる。

(1)この定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金及び会費その他の抛出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3名以上10人以内

(2)監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 役員は総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときには、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

と。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸張する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者又は他の現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、役員は総会の議決により、これを解任することが出来る。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第19条 役員は、役員総数の3分の1以内の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 会員の除名
- (5) 役員を選任、解任及び職務
- (6) 解散時における残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第3号及び第4号に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から、代表理事が指名し、選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し議事が緊急を要するもので、出席した社員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決権等)

第28条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人により議決権を行使することができる。ただし、代理人は正会員でなければならない。

3 前項の規定により議決権を行使した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議案については、議決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議長は、次の事項を記載した総会の議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面により議決権を行使した者又は代理人により議決権を行使した者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうち、その総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算ならびにその変更

(2) 入会金及び会費の額

(3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ。)

(4) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 事務局の組織及び運営

(6) 総会に付議すべき事項

- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に招集する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも開催日の5日前までに発信しなければならない。
- 4 理事全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議決権等)

第37条 理事は、理事会において各1個の議決権を有する。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議案については、議決権を行

使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議長は、次の事項を記載した理事会の議事録を作成し、これを保存しなくてはならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者及び出席者氏名(書面により議決権を行使した者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうち、その会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第39条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、事務局長1名及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第40条 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(組織および運営)

第41条 事務局の組織および運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める

第6章 資産

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従っておこなわなければならない。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第52条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決によらなければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第56条 この法人が解散(合併又は破産手続開始による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公 告)

第58条 この法人の公告は、官報及びこの法人の事務所の掲示場とウェブサイト上で行う。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の実施について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	大 塚 洋一郎
副代表理事	曾根原 久 司
理事	藤 田 和 芳
同	大和田 順 子
同	渡 邊 智恵子
同	山 名 清 隆
監事	明 石 陽 子